災害時の協力に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と東北電力ネットワーク株式会社鶴岡電力センター（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　甲、乙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第２条　甲、乙は、それぞれ早期の状況把握に努めるとともに、必要な災害情報を共有するものとする。

２　乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

３　乙は、第１項について、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する際は、甲は可能な範囲でそれに協力するものとする。

（災害対策本部へのリエゾンの派遣）

第３条　大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生、あるいは発生のおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は必要に応じ甲が設置した災害対策本部にリエゾンを派遣するものとする。

２　派遣されたリエゾンは、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第４条　災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院）、災害復旧対策の中枢となる官公署・避難場所等、重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

２　前項を実施するにあたり、乙はあらかじめ優先復旧が必要な重要施設を明らかにし、重要施設リスト等により甲と共有するものとする。

３　電力設備の復旧にあたり、前項で共有された重要施設等への電源車等の復旧設備の使用については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第５条　積雪、なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（平時における連携）

第６条　倒木等による停電や道路の寸断等の発生を防止するため、支障となる樹木の事前伐採について、甲、乙が連携し、それぞれの行う業務の範囲において協力するよう努めるものとする。

２　すでに倒木が発生している、若しくは枝葉が電線に絡みついている等、供給支障事故が発生するおそれがあり、緊急的に作業を行う必要がある場合、乙は、甲との協議を行うことなく速やかに応急対策を講ずることができるものとする。ただし、応急対策後において、倒木の撤去等、甲の対応を必要とする場合は、作業終了後、速やかに甲への報告を行うものとする。

３　乙は、前項の規定に関わらず、人的被害が生じている場合や大規模な交通規制を行う場合は、甲との協議を行うものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第７条　災害時において乙の電源復旧作業に必要な資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

（連絡体制）

第８条　この協定に関する甲、乙それぞれの連絡個所、担当者名、電話番号等については、年１回以上双方で確認のうえ任意様式の連絡先一覧等を作成し、甲、乙それぞれで保持するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

令和８年３月２６日

甲　鶴岡市馬場町９番２５号

鶴岡市長　佐　藤　　聡

乙　鶴岡市本町二丁目２番５５号

東北電力ネットワーク株式会社

鶴岡電力センター所長　安　野　正　和